

長建協発第150号
平成22年7月26日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に
従事する者に対する安全教育の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

安全衛生教育については、労働安全衛生法第63条に基づき、国は事業者が行う安全又は衛生のための教育の効果的实施を図るため、教育指導方法の整備等必要な施策の充実に努めることとされているところであり、厚生労働省では、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」（別添参考をご参照願います。）等に基づき、その推進を図っているところであります。

今般、これらの通達に基づき実施することとされております「特別教育に準じた教育」のうち、標記に係る教育の実施要領が別添のとおり新たに定められ、全建を通じ同省労働基準局安全衛生部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。